

ノ)回答への御礼

ノ)の度は私どもの要望書に対し、懇切丁寧にノ)回答を頂き有難うござります。

要望書の内容については、「すべて私どもの誤解に満ちた内容であり神社本庁側には一点の非も無い」とのお考えであることが良く判りました。

私どもが憂慮しておりますのは、事実関係を明らかにする」とはもちろんですが、この裁判の継続により神社界が失うもの、すなわち、神職同士がいがみ合い、対立することをいつまでも収められないことにより失う社会的信用の大ささであります。

全国の神職の中を、こうした憂慮を抱く神職が少なからずいらっしゃいます。こうした声にどうか真摯にお向き合いたい下さることを切に望みます。

なお、今回ノ)回答頂いた内容に些か疑念を持つ箇所がノ)あります。以下は私どもの「誤解」や単なる「憶測」に基づくものかも知れませんのでノ)回答はノ)無用です。

★ 「元総長以来の取引実績を参考に、前例を踏襲する形で契約」の部分について

一、職舎売却の前例については、神社庁の保管書類中、水川広尾職舎売却時の評議員会議案と比較したところ、百合丘職舎売却時と記載内容が明らかに異なり、売却事務ではなく「取引実績」との表現が気になります。また、神社会館の移転時の工藤伊豆総長は、この折、評議員会、役員会にかけて、四億四千万円の買取保証と神社本庁の資産状況をデインプルに渡し、この信用をもとに、デインプルが四億円の借入を起こすことにつながったのではないかでしょうか。

二、神社本庁が基本財産である職舎を初めてデインプルに売却されたのは平成二十四年の青山中野です。また、それ以前に神社本庁が基本財産である不動産を処分したのは神社会館で、その前は広尾氷川職舎があります。神社会館に際してデインプルは仲介です。広尾氷川は、大手の不動産会社（藤和不動産）に処分されています。二十四年時の総長は田中総長ですし、基本財産をデインプルに売るようになったのはこれ以降で、これをもって前例通りとされるのでしょうか。この回答を読んだ限りでは、読む者に、ずっとそいやつてきたと思われる意図を感じられます。

★ 「第三者委員会の指摘の通り」の部分について
ノ)の委員会はいつ開催されたのでしょうか、寡聞にして存じません。

以上

令和三年五月二十日

評議員 福島県神社庁長	丹治正博
評議員 福島県神社庁副庁長	佐藤大和
評議員 福島県神社庁副庁長	宮本孝
評議員 福島県神社総代連合会長	高坂成歩
神道政治連盟福島県本部長	安部匡俊

神社本庁
総長 田中恒清様

写